

随意契約の状況		担 当 課 : 政策推進課企画係		
		契 約 日 : 令和3年6月1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
ふるさと応援 寄附金サブサ イト作成業務	・契約期間内にふるさと 納税サブサイトを作成す るもの。	令和3年6月1日 ～ 令和3年9月30日	函館インフォメ ーション・ネッ トワーク (株)	2,321,000円 (2,110,000円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本業務は、既存のホームページ内に新たなWebサイトを追加する物であり、これを行うためには、現行運用中のWebサーバやコンテンツ・マネジメント・システム(CMS)に対する設定変更等が必要となるため、業務の実施にあたってはそれらの構成を十分に理解したものに履行させる必要がある。当該業者は、八雲町ホームページの構築・運用・保守を行っていることからサーバの設定やCMSの構成を十分に熟知しており、既存のホームページと一体で行うことが可能となり、又、当該業者以外の者に履行させた場合、システムエラー等の際の責任所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがあるため、競争入札に付する性質のものではないと判断するもの。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				